

ご存知ですか？



事業用
(10kW以上)

事業用の太陽光発電設備の廃棄について

太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にあります。また、事業用の太陽光発電設備(10kW以上)について、廃棄等費用積立制度・解体等完了確認制度が始まりました。廃棄の際には、適切に廃棄を実施しなければ積立金を取り戻せません。リサイクル等の積極的ご検討をお願いします。

■ 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度等について

太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電
(複数太陽光発電設備設置事業を含む)
の認定案件
- ◆ 金 額：調達価格/基準価格の算定において
想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時 期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる
資料の提出

※例外的に内部積立てを許容(長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保)

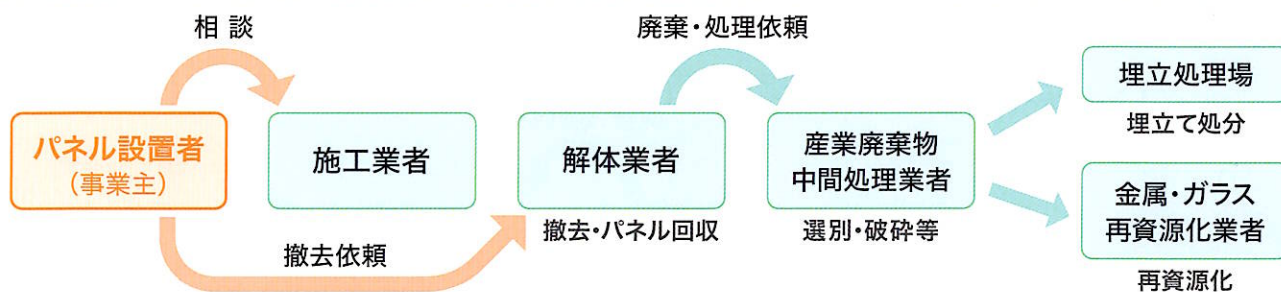
解体等完了確認制度の概要

設備を廃棄した場合、廃止届が必要です

廃止届と同時に又はその後、経済産業大臣による
解体等完了確認を受ける必要があります

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電
(複数太陽光発電設備設置事業を含む)
の認定案件
- ◆ 時 期：廃止届を提出した、又は認定取消し
となった場合
- ◆ 効 果：確認を受けるまでは認定事業者とみな
され、報告徴収を受けることになります。

■ 廃棄を行う際の処分ルート



■ 太陽光発電設備のリユース・リサイクルについて

廃棄に際しては環境省のガイドライン・廃棄物処理法に従って適切にリサイクル・廃棄することが必要になります。詳しくはこちらをご覧ください。➡ <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>
廃棄だけではなく、リユースによる太陽光パネルの延命化やリサイクルの検討が必要です。

● リユース事例

使用済みとなった太陽光パネルには、再販売可能なものもあり、既に多くのリユース事例が報告されています。



太陽発電設備の検査の様子



リユース品を使用した発電所

● リサイクル事例

使用済太陽光パネルを素材別に分離、破砕・選別し、ガラスや有用金属(銀等)を回収・リサイクルすることで資源の有効利用が可能となります。



分離したガラス



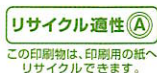
破砕・選別したガラス



有用金属(銀)のイメージ

FITの廃止届の手続き等についてご不明な点は以下にお問い合わせください

● 資源エネルギー庁問合せ窓口 0570-057-333 ● 廃棄等費用積立制度については https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



経済産業省
資源エネルギー庁

